

(様式第2号)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	東部地域し尿収集運搬業務
委託業務場所	大津市上田上牧一丁目他
概要	<p>当該地域の汚水処理は、くみ取りによる世帯が現存しており、市には、し尿を収集する責任があることから、日常生活において排出されるし尿のくみ取りを確実に行っていくために、適正に収集運搬するものである。</p> <p>【収集地域】 上田上、青山、瀬田、瀬田南、瀬田東、瀬田北学区</p>
契約期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日まで
契約年月日	令和5年4月1日
契約金額	18,736,056円(年間予定額)
契約の相手方	[所在地] 大津市大江二丁目1番8号 共立ビル2-A [名称] 大五産業 株式会社 大津支店
契約相手方の選定理由	<p>当該業者は、収集地域に拠点を置く唯一のし尿収集運搬業者であり、当該地域において長期にわたり効率的、安定的にし尿の収集、運搬業務を行っている。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条」に規定する委託の基準を満たす唯一の業者である。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の委託基準 受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関して相当の経験を有するものであること。</p>
根拠規程	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <p>②不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。